

# 越後杉ブランド認証規程

新潟県

## (目的)

第1 この規程は「越後杉ブランド認証材」(以下「越後杉」という。)の認証基準などの必要な事項を定める。

## (越後杉)

第2 「越後杉」とは、別表1で定める「越後杉ブランド品質・性能基準」を満たす県産スギ材製品のうち、「越後杉ブランド認証員」(以下「認証員」という。)若しくは認証工場が実施する適否検査において、別表2で定める「検査基準」を満たしたものをいう。

## (認証員)

第3 認証員とは、「越後杉」の適否検査を行う者で、次の要件を満たす者から新潟県木材組合連合会(以下「県木連」という。)が選任する。

- (1) 日本農林規格(JAS)格付認証員有資格者
- (2) 県木連が実施する「越後杉ブランド認証員研修」を修了した者

## (認証工場)

第4 認証工場とは、次の要件を満たし、自工場で「越後杉」の認証に必要な適否検査のできる工場として、県木連が認証したものをいう。

- (1) 「越後杉」の生産・出荷に必要な機械施設を有していること。
- (2) 「越後杉」の検査に必要なヤング係数測定機器及び含水率等の測定機器を有していること。
- (3) 品質管理技術員を1人以上配置し、製品の品質管理を十分に行うことができる体制が整備されていること。
- (4) 集成材の越後杉ブランド認証工場となるものは、日本農林規格の構造用集成材(樹種スギ)の認定を受けていること。
- (5) 合板の越後杉ブランド認証工場となるものは、日本農林規格の合板の認定を受けていること。

## (品質管理技術員)

第5 品質管理技術員とは、認証工場に設置し、「越後杉」の品質管理を適切に行う者で、次の要件を満たす者から県木連が認定する。

- (1) 製材品等の製造に通算5年以上従事した経験を有する者
- (2) 県木連が実施する「越後杉ブランド品質管理技術員研修」を修了した者

## (認証機関)

第6 認証機関は、県木連とし認証業務を推進する。

## (認証の明示)

第7 「越後杉」として認証された製品については、「越後杉」であることを明示することができる。

## 附 則

この規程は、平成13年11月22日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成16年3月22日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1

## 越後杉ブランド品質・性能基準

## 1 構造用製材

含水率	20%以下(ただし、平角類に限り25%以下)	注)平角類:木口の形状が長方形で短辺75mm以上		
曲げ性能	機械測定によるヤング係数の測定値が3.9以上であること。 (ただし、平角類に限り5.9以上とする。)	注)短辺75mm未満については、材面品質の目視測定も可		
曲げ性能測定方法	機械測定あり	機械測定なし(短辺75mm未満)		
材 面 の 品 質	節	径比が70%以下であること	径比が40%以下であること	
	集中節	径比が90%以下であること	径比が60%以下であること	
	丸身	30%以下であること	20%以下であること	
	木口貫通割れ	長辺の寸法の2.0倍以下であること	長辺の寸法の1.5倍以下であること	
	材面貫通割れ	材長の1/3以下であること	材長の1/6以下であること	
	目まわり	利用上支障のないこと	短辺の寸法の1/2以下であること	
	繊維走行の傾斜比		1:8以下であること	
	曲がり	0.2以下であること	0.2以下であること	
	平均年輪幅		8mm以下であること	
	狂いその他の欠点	顕著でないこと	軽微なこと	
寸 法	必要な寸法と測定した寸法の差が右欄の数値以下であること		必要な寸法と測定した寸法の差が右欄の数値以下であること	
	短 辺	- 0、+ 1.0 mm	短 辺	- 0、+ 1.0 mm
	長 辺	- 0、+ 1.5 mm	長 辺	- 0、+ 1.5 mm
	材 長	- 0、+ 制限なし	材 長	- 0、+ 制限なし

\* 機械等級区分（曲げ性能）の表示方法

等級	曲げヤング係数 (GPa又は $10^3\text{N/mm}^2$ )
E 5 0	3 . 9 以上 5 . 9 未満
E 7 0	5 . 9 以上 7 . 8 未満
E 9 0	7 . 8 以上 9 . 8 未満
E 1 1 0	9 . 8 以上 1 1 . 8 未満
E 1 3 0	1 1 . 8 以上 1 3 . 7 未満
E 1 5 0	1 3 . 7 以上

2 造作・下地用製材

含水率	18%以下
寸法	必要な寸法と測定した寸法の差が右欄の数値以下であること
	短辺 - 0、+ 1 . 0 mm
	長辺 - 0、+ 1 . 5 mm
	材長 - 0、+ 制限なし

3 構造用集成材

事項	基準						
接着の程度	日本農林規格の基準の樹種スギに準ずる。						
含水率	日本農林規格の基準に準ずる。						
曲げ性能	日本農林規格の基準に準ずる。						
ホルムアルデヒド放散量	日本農林規格のホルムアルデヒド放散量試験において下表の基準のものとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>表示の区分</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F</td> <td>0.3mg/L</td> <td>0.4mg/L</td> </tr> </tbody> </table>	表示の区分	平均値	最大値	F	0.3mg/L	0.4mg/L
表示の区分	平均値	最大値					
F	0.3mg/L	0.4mg/L					
ひき板の品質	日本農林規格の基準に準ずる。						
積層接着するひき板の品質の構成	日本農林規格の基準に準ずる。						
ひき板の積層数	日本農林規格の基準に準ずる。						
材面の品質	日本農林規格の基準に準ずる。						
曲がり	日本農林規格の基準に準ずる。						
そり及びびねじれ	日本農林規格の基準に準ずる。						
湾曲部の最小曲率半径	日本農林規格の基準に準ずる。						
隣接するひき板の長さ方向の接着部の間隔等	日本農林規格の基準に準ずる。						
材料	ひき板の厚さ	日本農林規格の基準に準ずる。					
	接着剤	日本農林規格の基準に準ずる。					
寸法	必要な寸法と測定した寸法の差が右欄の数値以下であること。						

		表示された寸法と測定した寸法との差	
短 辺	大断面	- 0、+ 1.5 mm	
	中断面及び小断面	- 0、+ 1.5 mm	
長 辺	大断面	- 0、+ 1.5 % (ただし、+ 5.0 mm を超えないこと。)	
	中断面 及び小 断面	300m m以下 のもの	- 0、+ 1.5 mm
		300m mを超 えるも の	- 0、+ 0.5 % (ただし、+ 5.0 mm を超えないこと。)
材 長		- 0、+ 5 mm	

#### 4 造作用集成材

集成材の日本農林規格（造作用集成材の規格）に準ずる。

#### 5 合板

##### (1) 普通合板

接着の程度	日本農林規格の基準に準ずる。		
含水率	日本農林規格の基準に準ずる。		
ホルムアルデヒド 放散量	日本農林規格のホルムアルデヒド放散量試験において、下表の基準のものとする。		
	性能区分	平均値	最大値
	F	0.3mg / L	0.4mg / L
防虫	日本農林規格の基準に準ずる。		
吸湿性	日本農林規格の基準に準ずる。		
難燃性	日本農林規格の基準に準ずる。		
ガス有害性	日本農林規格の基準に準ずる。		
防炎性	日本農林規格の基準に準ずる。		
板面の品質	日本農林規格の基準に準ずる。		
心重なり	日本農林規格の基準に準ずる。		
心離れ	日本農林規格の基準に準ずる。		
心板又はそえ心板の厚薄	日本農林規格の基準に準ずる。		
側面及び木口面の仕上げ	日本農林規格の基準に準ずる。		
反り又はねじれ	日本農林規格の基準に準ずる。		
辺の曲がり	日本農林規格の基準に準ずる。		

寸法	1 必要な寸法と測定した寸法の差が右欄の数値以下であること。	
	区分	表示された寸法と測定した寸法との差
	厚さ	表示厚さ7.5mm以下 同7.5mmを超えるもの
	幅及び長さ	- 0 . 3、 + 0 . 5 mm - 0 . 5、 + 0 . 8 mm
	2 対角線の長さの差が2mm以下であること。	

( 2 ) 構造用合板

接着の程度	日本農林規格の基準に準ずる。								
含水率	日本農林規格の基準に準ずる。								
板面の品質	日本農林規格の基準に準ずる。								
曲げ性能	日本農林規格の基準（構造用合板の2級）に準ずる。								
ホルムアルデヒド放散量	日本農林規格のホルムアルデヒド放散量試験において、下表の基準のものとする。 <table border="1" data-bbox="549 887 1398 976"> <tr> <td>表示の区分</td> <td>平均値</td> <td>最大値</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>0.3mg / L</td> <td>0.4mg / L</td> </tr> </table>	表示の区分	平均値	最大値	F	0.3mg / L	0.4mg / L		
表示の区分	平均値	最大値							
F	0.3mg / L	0.4mg / L							
防虫	日本農林規格の基準に準ずる。								
心板又はそえ心板の品質	日本農林規格の基準に準ずる。								
材料	日本農林規格の基準に準ずる。								
構成単板	日本農林規格の基準に準ずる。								
側面及び木口面の仕上げ	日本農林規格の基準に準ずる。								
反り又はねじれ	日本農林規格の基準に準ずる。								
寸法	1 表示寸法と測定した寸法の差が右欄の数値以下であること。 <table border="1" data-bbox="549 1323 1414 1543"> <tr> <td>区分</td> <td>表示された寸法と測定した寸法との差</td> </tr> <tr> <td>厚さ</td> <td>表示厚さ7 . 5 mm以下 同7 . 5 mmを超えるもの</td> </tr> <tr> <td>幅及び長さ</td> <td>- 0 . 3、 + 0 . 5 mm - 0 . 5、 + 0 . 8 mm</td> </tr> <tr> <td></td> <td>- 3 mm、 + 0 mm</td> </tr> </table> 2 対角線の長さの差が3mm以下であること。	区分	表示された寸法と測定した寸法との差	厚さ	表示厚さ7 . 5 mm以下 同7 . 5 mmを超えるもの	幅及び長さ	- 0 . 3、 + 0 . 5 mm - 0 . 5、 + 0 . 8 mm		- 3 mm、 + 0 mm
区分	表示された寸法と測定した寸法との差								
厚さ	表示厚さ7 . 5 mm以下 同7 . 5 mmを超えるもの								
幅及び長さ	- 0 . 3、 + 0 . 5 mm - 0 . 5、 + 0 . 8 mm								
	- 3 mm、 + 0 mm								
有効断面係数比（有効断面係数比の表示をしてあるものに限る。）	日本農林規格の基準に準ずる。								

6 その他の県産スギ材製品

1 から 5 に定めのない県産スギ材製品については、日本農林規格の基準に準ずる。

別表2（検査基準）

1 構造用製材および造作材並びに下地材

(1) 構造用製材の曲げ性能検査の機械測定については、全数検査する。

(2) 構造用製材および造作材の含水率、材面の品質、寸法については下表の検査用試料材の数量とする。

単位：本（枚）

検査対象本数（枚）	採取数量
～ 280	32
281 ～ 500	50
501 ～ 1,200	80
1,201 ～ 3,200	125
3,201 ～ 10,000	200

注1：検査対象本数（枚）が、10,000を超える場合は、1検査対象本数（枚）を、夫々10,000となる要調整する。

注2：検査対象本数（枚）が、32以下については、全数量検査とする。

(3) 合格必要数量

単位：本（枚）

検査対象本数（枚）	採取数量
～ 280	29
281 ～ 500	45
501 ～ 1,200	72
1,201 ～ 3,200	113
3,201 ～ 10,000	182

注1：検査対象本数（枚）が、32以下についての、最小合格数量は90%以上とする。

注2：検査用機器は、（財）日本住宅・木材技術センター又は全国木材連合会の認定済みの機器とする。

2 構造用集成材

(1) 物理検査

構造用集成材の日本農林規格に準ずる。

(2) 外面検査

1) ひき板の品質に係る検査

検査荷口の大きさ	試料ひき板の数	適合とする数
50本以下	8本	8本
51本以上 90本以下	13本	12本
91本以上 150本以下	20本	18本
151本以上 280本以下	32本	29本
281本以上 500本以下	50本	45本
501本以上 1,200本以下	80本	73本
1,201本以上 3,200本以下	125本	115本

注1：検査荷口の大きさが3,200本を超える場合には、1荷口がそれぞれ3,200本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

2) 1) に掲げる場合以外の場合

検査荷口の大きさ	試料構造用集成材の数	合格とする数
50本以下	8本	8本
51本以上 90本以下	13本	12本
91本以上 150本以下	20本	18本
151本以上 280本以下	32本	29本
281本以上 500本以下	50本	45本

注1：検査荷口の大きさが500本を超える場合には、1荷口がそれぞれ500本以下となるようにその検査荷口を分割するものとする。

3 造作用集成材

(1) 物理検査

集成材の日本農林規格に準ずる。

(2) 外面検査

集成材の日本農林規格に準ずる。

4 合板

(1) 理化学検査

合板の日本農林規格に準ずる。

(2) 外面検査

合板の日本農林規格に準ずる。

5 その他

1 から 4 に定めのない県産スギ材製品の検査基準については、日本農林規格に準じる。